

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県立公衆衛生学院条例	公 布 日	昭和48年12月25日
条 例 番 号	昭和48年三重県条例第66号	直 近 改 正 日	平成20年3月26日
所管部局課	健康福祉部医療対策局健康づくり課	電 話 番 号	059-224-2334
条例の概要	本県が設置する三重県立公衆衛生学院に関し、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	歯科衛生士になろうとする者に対し必要な知識を修得させ、及び歯科衛生士又は歯科技工士の資質の向上を図ることは引き続き必要である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県内歯科診療所の歯科衛生士は、ほぼ全員が県内養成校の卒業生であり、他県からの流入が望めない中、県内歯科診療所での歯科衛生士の不足感が大きく、求人倍率も高い。このため、引き続き、県が歯科衛生士の養成を行っていく必要がある。ただし、将来的には、民営化も検討していく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第244条の2に基づき、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例で定めなければならない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	根拠法である学校教育法との齟齬はない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	みえ歯と口腔の健康づくり条例において、歯と口腔(く)の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上が、基本的施策として明記されている。 また、みえ県民力ビジョンの施策123「こころと身体の健康対策の推進」においては、8020運動推進員数を目標項目に定めている。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	条例の規定は、「学科及び修業年限」や「授業料」といった公の施設の設置及び運営に関する基本的な事項に限られている。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	学院の入学定員その他管理に関し必要な事項は、規則へ委任している。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	平成22年度に歯科技工士学科を廃止した結果、平成23年度決算では、支出額が53,811千円となりコストダウンが図られた。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	直接的な効果は、歯科衛生士となろうとする者に限定されるが、県内歯科診療所への就労を通じて、県民全体の歯科保健医療の向上に寄与する。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	他県や民間事業者と比較して、適切な授業料等を徴収して学院を運営している。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由		特記事項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	平成24年3月27日に施行されたみえ歯と口腔の健康づくり条例において、歯と口腔(く)の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保、育成及び資質の向上が、基本的施策として明記されており、歯科衛生士が充足していない現状のなかで、当面は県が関与して歯科衛生士を養成していく必要がある。	平成24年度において、国の基本的方針や県条例の内容を踏まえ、三重県歯科保健計画(仮称)を策定していく予定。		無
					有効期限に関する規定の有無
					無